

## 泉南市企業立地促進条例のあらまし

本市への企業の立地を推進し、経済の活性化及び新たな雇用の創出を図ることにより、市民生活の安定及び市勢の発展に寄与することを目的とし、新たな条例を制定するもの。

施行日：令和2年4月1日

### <1. 対象地域>

- ・泉南市内全域

### <2. 対象事業者>

- ・奨励及び助成措置を受けることができる対象事業者  
(下記要件をすべて満たす者)

① 本市の区域内で事業所を新設
② 事業所として面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借
③ 延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新築、建て替え又は増設
④ 下記のいずれかの事業を行う事業者

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による分類	主な業種	施行規則 第4条 第1項
製造業	食料品、飲料、繊維、印刷、化学などの各種製品の生産	第1号
情報通信業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業など	第2号
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、般空運輸業など	第3号
卸売業、小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業など	第4号
学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会学研究所など	第5号
宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、飲食店など	第6号
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業など	第7号

### <3. 指定事業者>

対象事業者のうち、上記要件をすべて満たす者を指定事業者に指定

### <4. 奨励及び助成措置の内容>

#### 指定事業者

##### ①立地促進奨励金

- ・取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を5年間交付
- ・1会計年度につき500万円を上限

##### ②雇用促進奨励金

- ・操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員として雇用している場合、新規正規従業員1人につき10万円を1回に限り交付
- ・200万円を上限

##### ③水道料金又は下水道使用料助成金

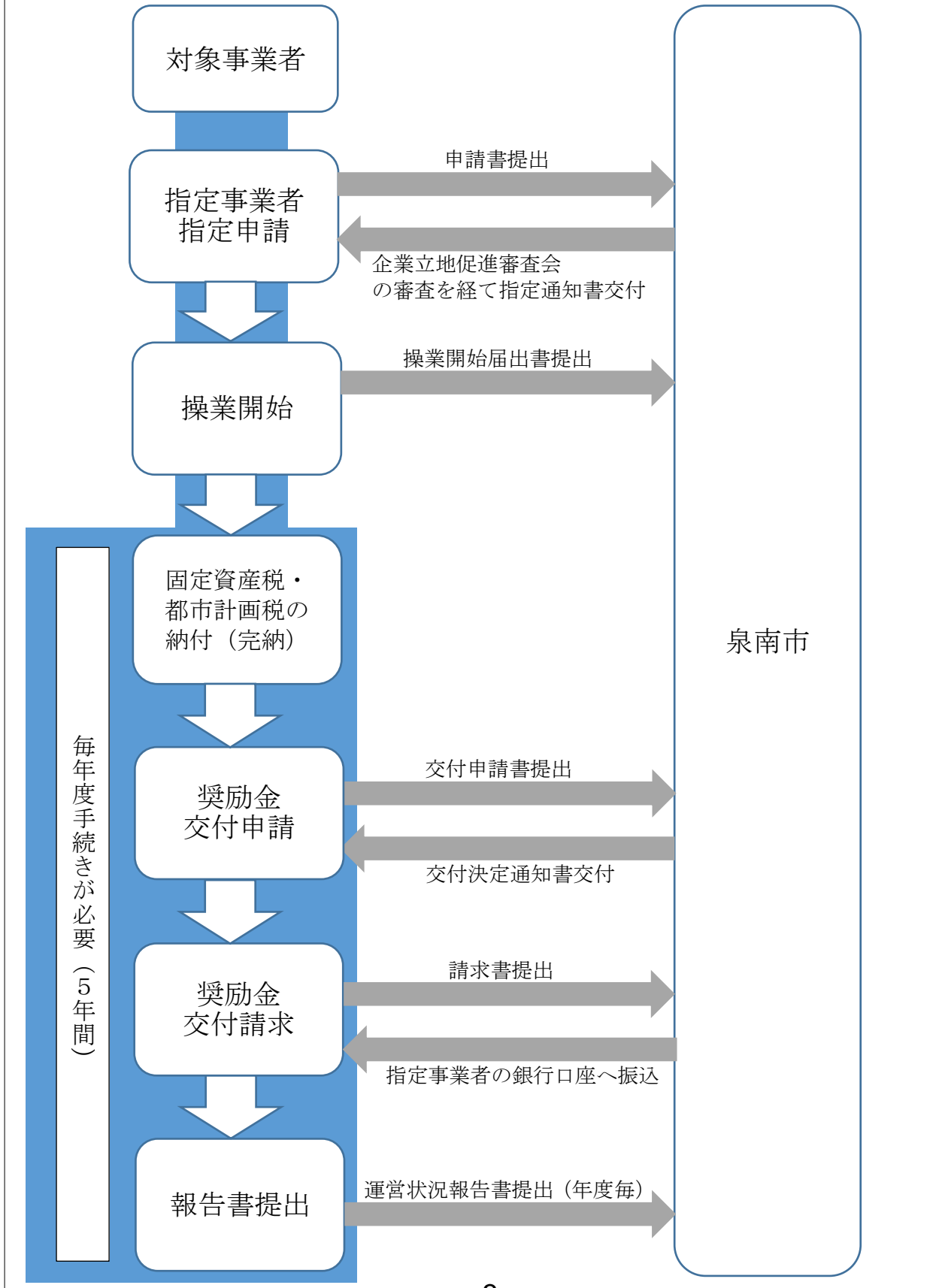
- ・事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、その額に10分の1を乗じて得た額を1回に限り交付
- ・100万円を上限

#### 土地所有者（指定事業者が自己の所有する土地を賃貸した者）

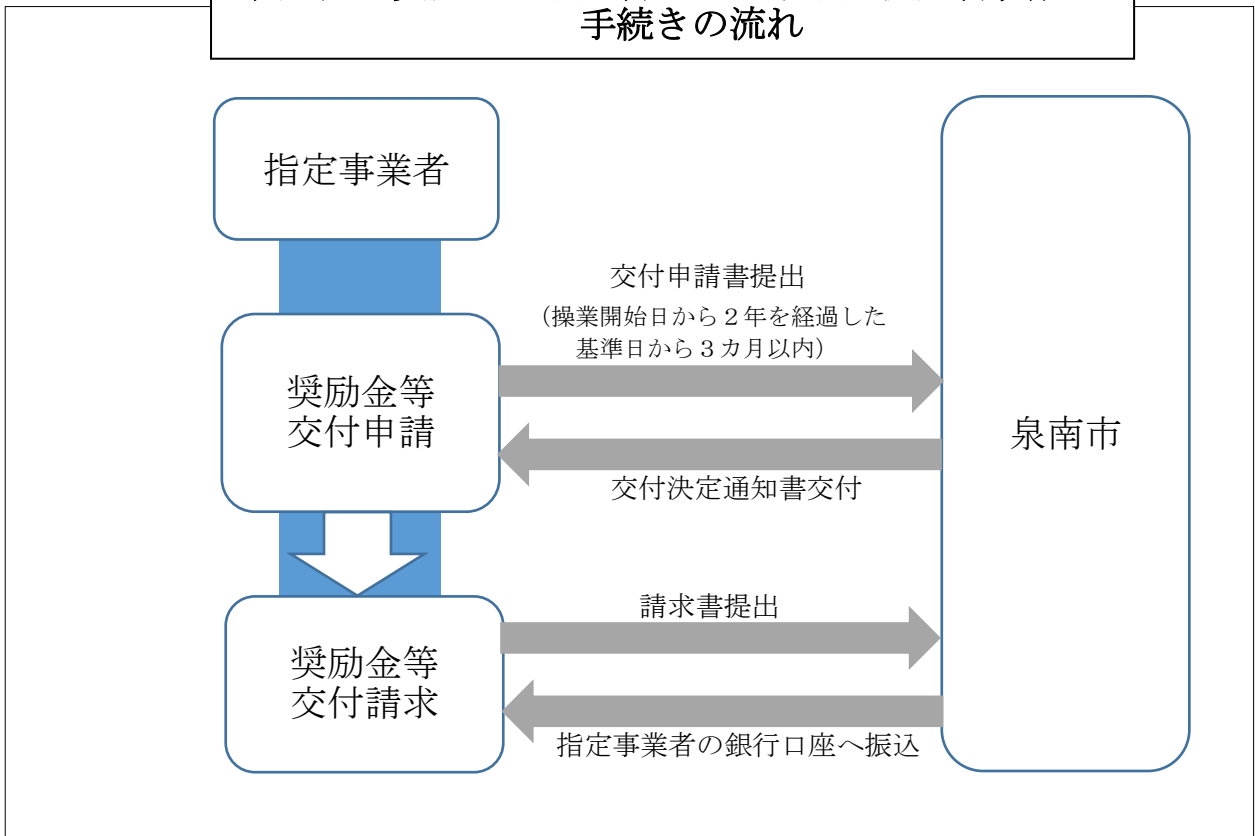
##### 土地活用促進奨励金

- ・指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1に相当する額を2年間交付
- ・1会計年度につき500万円を上限

企業立地促進制度 手続きの流れ  
(立地促進奨励金)



## 雇用促進奨励金・水道料金又は下水道使用料助成金 手続きの流れ



## 土地活用促進奨励金 手続きの流れ

